

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2026年7月3日

【会社名】 キューデンホールディングス株式会社(注)1

【英訳名】 KYUDEN Holdings Inc. (注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 西山 勝(注)1

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号(注)1

【電話番号】 該当事項はない。

【事務連絡者氏名】 九州電力株式会社
コーポレート戦略部門 組織戦略グループ長 片山 真之

【最寄りの連絡場所】 九州電力株式会社
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

【電話番号】 (092)761-3031

【事務連絡者氏名】 九州電力株式会社
コーポレート戦略部門 組織戦略グループ長 片山 真之

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 503,706百万円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はない。

(注) 1 本届出書提出日現在においては、キューデンホールディングス株式会社(以下「当社」という。)は未設立であり、2026年10月1日の設立を予定している。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所については、現時点での予定を記載している。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)の2026年3月31日現在における株主資本の額(簿価)からB種優先株式発行価額を控除した額を記載している。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

九州電力が2026年6月24日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したこと、2026年6月25日に開催された九州電力の第102回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において株式移転計画が承認されたこと、並びに九州電力が2026年6月29日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号の2に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2026年6月10日に提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたことから、当該事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものである。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

5 従業員の状況

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

2 サステナビリティに関する考え方及び取組

3 事業等のリスク

4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

5 重要な契約等

6 研究開発活動

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

〔添付書類〕

九州電力株式会社第102回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会議事録（抄本）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示している。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	474,183,951株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2026年3月26日に開催された九州電力の取締役会の決議(株式移転計画の承認)、2026年5月18日に開催された九州電力の取締役会の決議(第102回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の目的事項)及び2026年6月25日開催予定の九州電力の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会(以下「定時株主総会等」という。)の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定である。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	474,183,951株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2026年3月26日に開催された九州電力の取締役会の決議(株式移転計画の承認)、2026年5月18日に開催された九州電力の取締役会の決議(第102回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の目的事項)及び2026年6月25日に開催された九州電力の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会(以下「定時株主総会等」という。)の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定である。

(後略)

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

（訂正前）

(4) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

a 提出会社の概要

（省略）

b 提出会社の企業集団の概要

（省略）

当社設立後の、当社と九州電力の状況は以下のとおりである。

九州電力は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会等による承認を前提として、2026年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することとしている。

（後略）

（訂正後）

(4) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

a 提出会社の概要

（省略）

b 提出会社の企業集団の概要

（省略）

当社設立後の、当社と九州電力の状況は以下のとおりである。

九州電力は、2026年6月25日に開催された定時株主総会等において承認された株式移転計画に基づき、2026年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することとしている。

（後略）

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

（訂正前）

(1) 組織再編成に係る契約の概要

九州電力は、同社の定時株主総会等による承認を前提として、2026年10月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、九州電力を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を2026年3月26日開催の九州電力の取締役会において承認した。

当社は、本株式移転計画に基づき、九州電力の普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合、九州電力のB種優先株式1株につき、当社のB種優先株式1株の割合をもって割当交付する。本株式移転計画においては、2026年6月25日に開催予定の九州電力の定時株主総会等において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしている。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されている(詳細については、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載を参照されたい。)

（後略）

（訂正後）

(1) 組織再編成に係る契約の概要

九州電力は、同社の定時株主総会等による承認を前提として、2026年10月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、九州電力を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を2026年3月26日開催の九州電力の取締役会において承認した。

当社は、本株式移転計画に基づき、九州電力の普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合、九州電力のB種優先株式1株につき、当社のB種優先株式1株の割合をもって割当交付する。本株式移転計画は、2026年6月25日に開催された九州電力の定時株主総会等において承認可決された。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されている(詳細については、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載を参照されたい。)

（後略）

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

九州電力の株主が、その所有する九州電力の普通株式につき、九州電力に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日開催予定の定時株主総会等に先立って本株式移転に反対する旨を九州電力に対し通知し、かつ、上記定時株主総会等において本株式移転に反対し、九州電力が上記定時株主総会等の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の種類及び種類ごとの数を明らかにして行う必要がある。

議決権の行使の方法について

九州電力の株主による議決権の行使の方法としては、2026年6月25日開催予定の九州電力の定時株主総会等に出席して議決権を行使する方法がある(なお、株主は、九州電力の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会等に関する代理権を証明する書面を、九州電力に提出する必要がある。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もある。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会等に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、九州電力に2026年6月24日午後5時までに到達するように返送することが必要となる。

（後略）

（訂正後）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

九州電力の株主が、その所有する九州電力の普通株式につき、九州電力に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日に開催された定時株主総会等に先立って本株式移転に反対する旨を九州電力に対し通知し、かつ、上記定時株主総会等において本株式移転に反対し、九州電力が上記定時株主総会等の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の種類及び種類ごとの数を明らかにして行う必要がある。

議決権の行使の方法について

九州電力の株主による議決権の行使の方法としては、2026年6月25日に開催された九州電力の定時株主総会等に出席して議決権を行使する方法がある(なお、株主は、九州電力の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会等に関する代理権を証明する書面を、九州電力に提出する必要がある。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もある。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会等に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、九州電力に2026年6月24日午後5時までに到達するように返送することが必要となる。

（後略）

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、九州電力は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、九州電力の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、九州電力の本店において2026年6月10日よりそれぞれ備え置く予定である。

は、2026年3月26日開催の九州電力の取締役会において承認された株式移転計画である。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類である。

は、九州電力の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類である。

これらの書類は、九州電力の営業時間内に九州電力の本店において閲覧することができる。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置く。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(省略)

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

九州電力の株主が、その所有する九州電力の普通株式につき、九州電力に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日開催予定の定時株主総会等に先立って本株式移転に反対する旨を九州電力に通知し、かつ、上記定時株主総会等において本株式移転に反対し、九州電力が、上記定時株主総会等の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の種類及び種類ごとの数を明らかにして行う必要がある。

新株予約権について

九州電力は、現在、新株予約権を発行していないため、該当事項はない。

(訂正後)

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、九州電力は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、九州電力の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、九州電力の本店において2026年6月10日よりそれぞれ備え置いている。

は、2026年3月26日開催の九州電力の取締役会において承認された株式移転計画である。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類である。

は、九州電力の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類である。

これらの書類は、九州電力の営業時間内に九州電力の本店において閲覧することができる。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置く。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(省略)

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

九州電力の株主が、その所有する九州電力の普通株式につき、九州電力に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日に開催された定時株主総会等に先立って本株式移転に反対する旨を九州電力に通知し、かつ、上記定時株主総会等において本株式移転に反対し、九州電力が、上記定

時株主総会等の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の種類及び種類ごとの数を明らかにして行う必要がある。

新株予約権について

九州電力は、現在、新株予約権を発行していないため、該当事項はない。

第2 【統合財務情報】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はないが、組織再編成対象会社である九州電力の主要な連結経営指標等は以下のとおりである。これら九州電力の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられる。ただし、九州電力の連結経営指標等のうち2026年3月期については、有価証券報告書の提出前であり、金融商品取引法上の監査証明は受けていない。

（後略）

（訂正後）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はないが、組織再編成対象会社である九州電力の主要な連結経営指標等は以下のとおりである。これら九州電力の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられる。

（後略）

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

（訂正前）

- | | |
|------------|--|
| 2026年3月26日 | 九州電力の取締役会において、九州電力の単独株式移転による持株会社「キューデンホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議 |
| 2026年6月25日 | 九州電力の定時株主総会等において、単独株式移転の方法により当社を設立し、九州電力がその完全子会社となることについて決議(予定) |
| 2026年10月1日 | 九州電力が単独株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に上場(予定) |

なお、当社の完全子会社となる九州電力の沿革については、九州電力の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

（訂正後）

- | | |
|------------|--|
| 2026年3月26日 | 九州電力の取締役会において、九州電力の単独株式移転による持株会社「キューデンホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議 |
| 2026年6月25日 | 九州電力の定時株主総会等において、単独株式移転の方法により当社を設立し、九州電力がその完全子会社となることについて決議 |
| 2026年10月1日 | 九州電力が単独株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に上場(予定) |

なお、当社の完全子会社となる九州電力の沿革については、九州電力の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

5 【従業員の状態】

(訂正前)

(1) 当社の状況

(省略)

(2) 連結会社の状況

(省略)

(3) 労働組合等の状況

(省略)

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の最近連結会計年度末日(2026年3月31日)時点の状況は以下のとおりである。

2026年3月31日現在

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
2.6	100.8	66.3	67.6	62.0

「管理職に占める女性労働者の割合」「労働者の男女の賃金の差異」に関する補足説明

九州電力では、全労働者の半数程度を占める技術系部門において、これまで女性の採用人数が少なかったことなどを背景に、全労働者に占める女性の比率は2割弱に留まっている。なお、事務系部門における女性比率は3割程度である一方、技術系部門の女性比率は3%程度となっている。

管理職に占める女性労働者の割合については、九州電力の全労働者に占める女性比率等が大きく影響している。女性比率の低い技術系部門においては、女性を積極的に採用するとともに、技術系部門に関心を持つ女性学生の母集団拡大に向けた取組みを進めている。事務系部門においては、女性の管理職登用にに向けた計画的な育成を進めている。

労働者の男女の賃金の差異については、同一労働における性別による賃金差異を設けていないものの、正規雇用労働者、非正規雇用労働者それぞれ以下の理由で差異が生じている。正規雇用労働者は、男女の年齢構成の違い等により賃金差異が生じている。具体的には、近年、技術系部門も含め新卒女性の採用を強化した結果、女性は20～30歳代が6割程度を占める一方で、男性は、過去の採用等の影響もあり、実務経験を積み処遇水準が相対的に高い40～50歳代が6割程度を占める。非正規雇用労働者は、定年後再雇用者、契約社員、パートタイマーが該当し、そのうち処遇水準が相対的に高い定年後再雇用者が非正規雇用労働者全体の7割程度を占める。こうした状況の中、定年後再雇用者は男性が9割程度を占めること、非正規雇用労働者の女性のうち契約社員・パートタイマーが7割程度を占めること等の理由により、男女の賃金に差異が生じている。

なお、取組みの詳細については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したもの。
 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号、以下「育児・介護休業法」という。)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号、以下「育児・介護休業法施行規則」という。)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したもの。
 3 賃金には基準内賃金、時間外手当、賞与、世帯・住宅手当等を含み、退職金、通勤費等を除く。また、各月初日の人員数の平均をもとに算定している。ただし、無給者及び育児休業・介護休業中の者は含まない。なお、出向者は出向元の人員として算定している。

(訂正後)

(1) 当社の状況

(省略)

(2) 連結会社の状況

(省略)

(3) 労働組合等の状況

(省略)

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の最近連結会計年度末日(2026年3月31日)時点の状況は以下のとおりである。

2026年3月31日現在

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
2.6	100.8	66.3	67.6	62.0

「管理職に占める女性労働者の割合」「労働者の男女の賃金の差異」に関する補足説明

九州電力では、全労働者の半数程度を占める技術系部門において、これまで女性の採用人数が少なかったことなどを背景に、全労働者に占める女性の比率は2割弱に留まっている。なお、事務系部門における女性比率は3割程度である一方、技術系部門の女性比率は3%程度となっている。

管理職に占める女性労働者の割合については、九州電力の全労働者に占める女性比率等が大きく影響している。女性比率の低い技術系部門においては、女性を積極的に採用するとともに、技術系部門に関心を持つ女性学生の母集団拡大に向けた取組みを進めている。事務系部門においては、女性の管理職登用にに向けた計画的な育成を進めている。

労働者の男女の賃金の差異については、同一労働における性別による賃金差異を設けていないものの、正規雇用労働者、非正規雇用労働者それぞれ以下の理由で差異が生じている。正規雇用労働者は、男女の年齢構成の違い等により賃金差異が生じている。具体的には、近年、技術系部門も含め新卒女性の採用を強化した結果、女性は20～30歳代が6割程度を占める一方で、男性は、過去の採用等の影響もあり、実務経験を積み処遇水準が相対的に高い40～50歳代が6割程度を占める。非正規雇用労働者は、定年後再雇用者、契約社員、パートタイマーが該当し、そのうち処遇水準が相対的に高い定年後再雇用者が非正規雇用労働者全体の7割程度を占める。こうした状況の中、定年後再雇用者は男性が9割程度を占めること、非正規雇用労働者の女性のうち契約社員・パートタイマーが7割程度を占めること等の理由により、男女の賃金に差異が生じている。

なお、取組みの詳細については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したもの。
 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号、以下「育児・介護休業法」という。)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号、以下「育児・介護休業法施行規則」という。)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したもの。
 3 賃金には基準内賃金、時間外手当、賞与、世帯・住宅手当等を含み、退職金、通勤費等を除く。また、各月初日の人員数の平均をもとに算定している。ただし、無給者及び育児休業・介護休業中の者は含まない。なお、出向者は出向元の人員として算定している。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力のサステナビリティに関する考え方及び取組については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力のサステナビリティに関する考え方及び取組については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

3 【事業等のリスク】

(訂正前)

(前略)

リスク認識と対応策

(省略)

(7) オペレーショナルリスク

業務上の不備

(省略)

法令違反等

リスク認識	<p>当社グループは、国内電気事業をはじめ、幅広く事業を展開しており、関連する法令や規制は多岐にわたる。また海外での事業運営においては、当該国の法的規制の適用を受けている。</p> <p>当社グループでは、これらの様々な法的規制の遵守に努めているが、各種法令や電力システム改革に伴う行為規制などに対する理解が不十分または法令などが変更された際の対応が適切でなく、法令などに違反したと判定された場合や、従業員による個人的な不正行為などを含めて社会的要請に反した場合は、行政指導や行政処分、信頼の失墜、事後対応費用など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>九州電力では法令理解の浸透を通じた法的規制の遵守はもとより、社会的規範や企業倫理を守ることをコンプライアンス経営と定め、コンプライアンス経営の最高責任者である社長を委員長とし、社外有識者を含むコンプライアンス委員会のもと、各業務執行機関の長を「コンプライアンス責任者」として、活動計画を策定・実践するとともに、社内外に相談窓口を設置するなどの体制を整備し、コンプライアンスを推進している。</p> <p>また、グループ会社に対しては、コンプライアンス情報の共有や意見交換などを行い、グループ会社と一体となった取組みを推進しているほか、グループ会社の指導・支援に関する管理部門の役割を明確化するなど、当社グループ全体での推進体制の強化を図っている。</p> <p>九州電力及び九電みらいエナジー株式会社は、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、2023年3月排除措置命令及び課徴金納付命令(九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令のみ)を、同年7月には経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受けた。公正取引委員会からの各命令については、九州電力及び九電みらいエナジー株式会社と公正取引委員会との間で、事実認定等に見解の相違があることから、同年9月29日に取消訴訟を提起し、係争中である。</p> <p>また、九州電力送配電株式会社及び九州電力において、行為規制にかかる情報漏洩及びその情報の不正閲覧があり、2023年4月に経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令、同年6月個人情報保護委員会から個人情報の保護に関する法律に基づく指導等を受けた。</p> <p>これらの事案の発生を受け、策定した業務改善計画に基づき、着実に再発防止の取組みを進めており、引き続き、実効性のある再発防止の取組み及びコンプライアンスを最優先にした事業活動を徹底していく。</p>

(後略)

(訂正後)

リスク認識と対応策

(省略)

(7) オペレーショナルリスク

業務上の不備

(省略)

法令違反等

リスク認識	<p>当社グループは、国内電気事業をはじめ、幅広く事業を展開しており、関連する法令や規制は多岐にわたる。また海外での事業運営においては、当該国の法的規制の適用を受けている。</p> <p>当社グループでは、これらの様々な法的規制の遵守に努めているが、各種法令や電力システム改革に伴う行為規制などに対する理解が不十分または法令などが変更された際の対応が適切でなく、法令などに違反したと判定された場合や、従業員による個人的な不正行為などを含めて社会的要請に反した場合は、行政指導や行政処分、信頼の失墜、事後対応費用など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>九州電力では法令理解の浸透を通じた法的規制の遵守はもとより、社会的規範や企業倫理を守ることをコンプライアンス経営と定め、コンプライアンス経営の最高責任者である社長を委員長とし、社外有識者を含むコンプライアンス委員会のもと、各業務執行機関の長を「コンプライアンス責任者」として、活動計画を策定・実践するとともに、社内外に相談窓口を設置するなどの体制を整備し、コンプライアンスを推進している。</p> <p>また、グループ会社に対しては、コンプライアンス情報の共有や意見交換などを行い、グループ会社と一体となった取組みを推進しているほか、グループ会社の指導・支援に関する管理部門の役割を明確化するなど、当社グループ全体での推進体制の強化を図っている。</p> <p>九州電力及び九電みらいエナジー株式会社は、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、2023年3月排除措置命令及び課徴金納付命令(九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令のみ)を、同年7月には経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受けた。公正取引委員会からの各命令については、九州電力及び九電みらいエナジー株式会社と公正取引委員会との間で、事実認定等に見解の相違があることから、同年9月29日に取消訴訟を提起し、係争中である。</p> <p>また、九州電力送配電株式会社及び九州電力において、行為規制にかかる情報漏洩及びその情報の不正閲覧があり、2023年4月に経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令、同年6月個人情報保護委員会から個人情報の保護に関する法律に基づく指導等を受けた。</p> <p>これらの事案の発生を受け、策定した業務改善計画に基づき、着実に再発防止の取組みを進めており、引き続き、実効性のある再発防止の取組み及びコンプライアンスを最優先にした事業活動を徹底していく。</p> <p>こうしたなか、2026年5月に、九州電力送配電株式会社において、お客様の氏名や住所を含む個人情報を保存した外部記憶媒体が保管場所から所在不明となる事案が発生した。今回の事態を重く受け止め、今後、同様の事案が発生することがないように、グループ一体となって情報セキュリティ確保及び個人情報保護を徹底していく。</p>

(後略)

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月12日提出)を参照されたい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

5 【重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」の記載を参照されたい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」の記載を参照されたい。

6 【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社の状況
（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

（訂正後）

(1) 当社の状況
（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

2 【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社の状況
（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

（訂正後）

(1) 当社の状況
（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1) 当社の状況
（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

（訂正後）

(1) 当社の状況
（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(4) 【役員の報酬等】

(訂正前)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定である。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議で定めるものとする予定である。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の内容は、2026年6月25日開催予定の九州電力の定時株主総会にて承認される前提で、次のとおりとする予定である。

(後略)

(訂正後)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定である。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議で定めるものとする予定である。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の内容は、2026年6月25日に開催された九州電力の定時株主総会にて承認され、次のとおりとする予定である。

(後略)

第5 【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月12日提出)を参照されたい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)を参照されたい。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第101期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第102期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月24日関東財務局長に提出

【半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第102期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月12日関東財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はない。

【臨時報告書】

(訂正前)

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年6月10日)までに、以下の臨時報告書を提出している。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2026年3月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書

2026年3月26日関東財務局長に提出

(訂正後)

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年7月3日)までに、以下の臨時報告書を提出している。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2026年6月29日関東財務局長に提出